

陸前高田市体育交流施設使用料の減免について

市では、公益上特別の必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することがあります。減免の基準は以下のとおりです。

1 減免の基準

- (1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催して使用する場合 全額
- (2) 市又は教育委員会が後援して使用する場合（スポーツの振興又は市民の交流の促進に資する事業その他公益事業のため使用するものと市長が認める場合に限る。） 1/2
- (3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障がい者」という。）が個人で使用する場合又は障がい者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用する場合（営利を目的とする場合を除く。） 全額
- (4) 法人立保育園が保育の一環として使用する場合 全額
- (5) 岩手県立高田高等学校が教育課程の一環として使用する場合 全額
- (6) 児童及び生徒が市内の宿泊施設に2泊以上宿泊し、かつ宿泊者の延べ人数が20人以上の場合 全額（条例各別表に定める設備を除く普通使用料に限る。）
- (7) 陸前高田市内のスポーツ少年団が使用する場合 全額
- (8) 前項に定める場合のほか、公益上特別の理由があると市長が認めたときにおける減免の割合は、その都度協議して定めるものとする。

2 減免の申請方法

- (1) 使用料の免除を受ける場合は、陸前高田市体育交流施設使用料免除申請書（別記様式）を使用許可申請書に併せて提出してください。
 - (2) 市又は教育委員会の共催、後援による使用料の免除を受ける場合は、各担当課から事前に共催、後援の許可を受け、写しを使用料免除申請書に添付してください。
- ・陸前高田市体育交流施設使用料免除申請書（別記様式）word